

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）											愛媛県							
											市区町村数		20					
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）						
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内 連絡 会議 の有 無	諮問 機 関 の有 無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無		
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間		問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況	
						13	13	7					19					
38	201	松山市	人権・共生社会推進課	1	2	1	1	松山市男女共同参画推進条例	2003年7月4日	2003年9月1日		第4次松山市男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ～ 2029年3月31日		1	1		
38	202	今治市	市民参画課 共生社会推進室	1	2	1	1	今治市男女共同参画推進条例	2006年6月30日	2006年6月30日		今治市男女共同参画計画～いきいきひとプラン～	2020年4月1日 ～ 2030年3月31日		1	1		
38	203	宇和島市	企画課	1	2	1	1	宇和島市男女共同参画推進条例	2006年10月4日	2006年10月4日		第3次宇和島市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ～ 2028年3月31日		1	1		
38	204	八幡浜市	政策推進課	1	2	1	1				4	第2次八幡浜市男女共同参画計画	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1		
38	205	新居浜市	男女参画・市民相談課	1	1	1	1	新居浜市男女共同参画推進条例	2003年7月1日	2003年10月1日		第3次新居浜市男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2031年3月31日		1	1		
38	206	西条市	総務課	1	2	1	1				4	第2次西条市男女共同参画計画 わたしを活かす・地域をいかす	2016年4月1日 ～ 2026年3月31日		1	1		
38	207	大洲市	企画情報課	1	2	1	1	大洲市男女共同参画推進条例	2005年1月11日	2005年1月11日		第2次大洲市男女共同参画推進計画	2016年4月1日 ～ 2026年3月31日		1	1		
38	210	伊予市	総務課	1	2	2	2				4	第2次伊予市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1		
38	213	四国中央市	地域振興課	1	2	1	1				3	第2次四国中央市男女共同参画計画	2015年4月1日 ～ 2025年3月31日		1	1		
38	214	西予市	人権啓発課	1	2	1	2				4	第2次西予市男女共同参画基本計画	2018年3月1日 ～ 2028年3月31日		1	1		
38	215	東温市	総務課	1	2	1	1				4	第2次東温市男女共同参画計画	2016年4月1日 ～ 2026年3月31日		1	1		
38	356	上島町	健康福祉部住民課	1	2	2	1				4	第2次上島町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ～ 2031年3月31日		1	1		
38	386	久万高原町	総務課秘書自治振興係	1	2	1	1				4	久万高原町男女共同参画推進計画	2024年4月1日 ～ 2031年3月31日		1	1		
38	331	松前町	総務課	1	2	2	2				4	第3次男女共同参画計画・まさき	2024年4月1日 ～ 2034年3月31日		1	1		
38	402	砥部町	企画財政課	1	2	1	1				4	第2次砥部町男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2031年3月31日		1	1		
38	422	内子町	総務課	1	2	2	2				4	第3次内子町男女共同参画基本計画	2020年4月 ～ 2030年3月		1	1		
38	442	伊方町	総務課 総務管理係	1	2	2	2				4	第2次伊方町男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ～ 2030年3月31日		1	1		
38	484	松野町	ふるさと創生課	1	2	2	2				4						1	
38	488	鬼北町	企画振興課	1	2	2	2	鬼北町男女共同参画推進条例	2007年3月20日	2007年3月20日		第4次鬼北町男女共同参画基本計画	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日		1	1		
38	506	愛南町	企画財政課 政策推進室	1	2	1	1	愛南町男女共同参画推進条例	2024年3月8日	2024年4月1日		第3次 愛南町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	施設管理			事業運営					
			名称	愛称・通称						単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
			2								1	1	0	2	0	0	2	0
38	201	松山市	松山市男女共同参画推進センター	コムス [*]	790-0003	松山市三番町六丁目4番地20	089-943-5776	089-943-0460	https://www.coms.or.jp/coms		○		○				○	
38	202	今治市																
38	203	宇和島市																
38	204	八幡浜市																
38	205	新居浜市	新居浜市立女性総合センター	新居浜ウイメンズ [*] プラザ [*]	792-0811	愛媛県新居浜市庄内町四丁目4番19号	0897-37-1700	0897-37-1152	https://www.niihama.or.jp/03/	○			○				○	
38	206	西条市																
38	207	大洲市																
38	210	伊予市																
38	213	四国中央市																
38	214	西予市																
38	215	東温市																
38	356	上島町																
38	386	久万高原町																
38	331	松前町																
38	402	砥部町																
38	422	内子町																
38	442	伊方町																
38	484	松野町																
38	488	鬼北町																
38	506	愛南町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					常勤(雇用)の定めない職員	非常勤(雇用)の定めない職員		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					1	2	2	2	0	1	0	0	1	
38	201	松山市	松山市男女共同参画推進センター	2000年2月1日	16	1	114,262	○	○	○	○					○	
38	202	今治市															
38	203	宇和島市															
38	204	八幡浜市															
38	205	新居浜市	新居浜市立女性総合センター	1990年4月1日	3	3	26,466		○	○	○		○				結婚相談、支援
38	206	西条市															
38	207	大洲市															
38	210	伊予市															
38	213	四国中央市															
38	214	西予市															
38	215	東温市															
38	356	上島町															
38	386	久万高原町															
38	331	松前町															
38	402	砥部町															
38	422	内子町															
38	442	伊方町															
38	484	松野町															
38	488	鬼北町															
38	506	愛南町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性市区長数	女性比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性副市区長数	女性比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性町村長数	女性比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性副町村長数	女性比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性自治会長数	女性比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				1		11	0	0.0	12	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	3,437	139	4.0
38	201	松山市				1	0	0.0	2	0	0.0							985	0	0.0
38	202	今治市				1	0	0.0	1	0	0.0							27	0	0.0
38	203	宇和島市				1	0	0.0	1	0	0.0							500	28	5.6
38	204	八幡浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							92	7	7.6
38	205	新居浜市	2000年8月5日	男女共同参画都市宣言 女(ひと)と男(ひと)ともにいきいき新居浜宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						298	33	11.1
38	206	西条市				1	0	0.0	1	0	0.0							518	36	6.9
38	207	大洲市				1	0	0.0	1	0	0.0							30	0	0.0
38	210	伊予市				1	0	0.0	1	0	0.0							50	1	2.0
38	213	四国中央市				1	0	0.0	1	0	0.0							0	0	
38	214	西予市				1	0	0.0	1	0	0.0							323	12	3.7
38	215	東温市				1	0	0.0	1	0	0.0							35	1	2.9
38	356	上島町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
38	386	久万高原町										1	0	0.0	1	0	0.0	206	11	5.3
38	331	松前町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
38	402	砥部町										1	0	0.0	1	0	0.0	58	3	5.2
38	422	内子町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
38	442	伊方町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0
38	484	松野町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
38	488	鬼北町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
38	506	愛南町										1	0	0.0	1	0	0.0	176	5	2.8

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					問9-1						調査時点コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			問8-1																		問8-2											(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員												女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	問8 目標設 定の対象であ る審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の3)に基づく 審議会等にお ける登用状況	その他	問10 地方自 治法(第180条 の5)に基づく 委員会等にお ける登用状況	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女 性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女 性 比 率 (%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																				問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況						問11-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査時点コード	調査時点コード	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般行政職		部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職				係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		防災・危機管理職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数	うち女性数	女性比率(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						管理職総数	うち女性理職管数				女性比率(%)	部局長相当職				うち女性数	女性比率(%)				次長相当職	うち女性数				女性比率(%)							課長相当職	うち女性数							女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																																															女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12－2 問1で1.を選択した場合、取得可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)									
						議 会 名				1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例			配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
						16		1の合計	20	0	19			0			19	19	19	18	19	12
						3		2の合計	0	18	1			20			0	0	0	1	0	1
						0		3の合計	0	1				0			0	0	0	0	0	0
						1		4の合計	0	1							0	0	0	0	0	0
38	201	松山市	1	第3条 任命権者は、旧姓使用願の提出があったときは、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものに限り、当該職員の旧姓の使用を承認するものとする。	松山市議会	1	2	1	松山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1	1	
38	202	今治市	1	今治市職員旧姓使用取扱要綱 今治市職員旧姓使用取扱要綱(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上作成し、又は使用する(以下「文書等」という。)文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員(随時的に任用される職員及び非常勤職員を含む。))及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職に属する職員(以下これを「職員」という。))に適用する。 (手続) 第3条 職員は、旧姓を文書等に使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)を任命権者に提出しなければならない。 (承認) 第4条 任命権者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上及び事務処理上支障がないと認めるときは、当該申請を承認し、旧姓使用承認書(別記様式第2号))により所属長を経て、申請をした職員に通知するものとする。 2 任命権者は前項に定める承認をしようとするときは、申請をした職員から必要に応じて改姓前及び改姓後の氏を証明する書類の提出を求めることができる。 (旧姓使用の範囲) 第5条 前条第1項の通知を受けた職員は、文書等に旧姓を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。 (1) 公権力の行使に関するもの (2) 他の機関等に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) 職員の身分関係に関するもので、法令等に基づくもの (4) 電算システムの変更が必要となるもの (5) 前各号に掲げるもののほか、職務遂行上誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの (使用の取消及び中止) 第6条 任命権者は、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、第4条第1項の承認を取り消すことができる。 2 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(別記様式第3号)を任命権者に提出しなければならない。 3 前2項の規定により旧姓の使用を取り消され又は使用の中止を届け出た者は、文書等に旧姓を使用してはならない。 4 第1項及び第2項の規定により旧姓の使用を取り消され又は使用の中止を届け出た者は、特段の事情なく再び旧姓を使用してはならない。 (責務) 第7条 任命権者は、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他必要事項) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。 附 則(令和3年3月31日今治市要綱) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	今治市議会	1	3	1	今治市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1		
38	203	宇和島市	1	宇和島市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、旧姓使用をしようとするときは、宇和島市職員旧姓使用承認申請書(様式第1号))に戸籍上の氏を証明する書類を添えて、所属長を経て任命権者に提出し、その承認を受けなければならない。	愛媛県宇和島市議会	1	2	1	宇和島市議会会議規則 (宇和島市議会会議規則) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の、出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに、委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1				
38	204	八幡浜市	1	八幡浜市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員(非常勤職員及び随時的に任用された職員を含む。))以下同じ。))が、改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用すること(以下「旧姓使用」という。))に関し必要な事項を定めるものとする。	八幡浜市議会	1	2	1	八幡浜市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1				

道	区	府	町	県	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	市	区	町	村	議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査		
38	205	新居浜市	1	新居浜市職員旧姓使用取扱要綱	新居浜市議会	1	2	1	新居浜市議会会議規則	2			1	1	1	1	1	1
38	206	西条市	1	西条市職員の旧姓使用に関する取扱要綱	西条市議会	1	2	1	西条市議会会議規則	2			1	1	1	1	1	1

都 道 区	府 町	市 区	県 村 町	コ コ ロ イ ド 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 高 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
							問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1-4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同じ等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具休例			配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
38	207	大洲市	1		大洲市職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む、以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の承認申請及び承認) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 前条第2項の承認通知書を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)が旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務の遂行に支障がないと認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 籍に氏名が記載されたもの (2) 職員の権利又は義務に関係する文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする係争が起きるおそれがないもの (3) 専ら組織内部で使用している文書等で、容易に職員の同一性を確認できる内容のもの (4) その他市長が認めるもの (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓使用職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。 (旧姓使用職員等の責務) 第5条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するに当たり、常に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (承認の取消し) 第6条 市長は、旧姓使用職員が前条第1項の責務を怠り、市民に対して若しくは職場内において混乱や誤解を生じさせた場合又は職務遂行上支障があると認めた場合は、当該旧姓使用職員の旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。	大洲市議会	1	2	1	大洲市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
38	210	伊予市	1		伊予市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 第3条 職員は、別表第1に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。	伊予市議会	1	2	1	伊予市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他のやむを得ない理由により欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。この場合において、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
38	213	四国中央市	1		四国中央市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この訓令は、職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第3条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後においても婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用することが法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上支障がないと市長が認める文書等とする。 (旧姓使用の申請及び承認) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、所属長を経て市長に申請しなければならない。 (1) 戸籍の写し (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、旧姓を使用することを承認したときは、必要な条件を付して旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経て当該職員に通知するものとする。	四国中央市議会	1	2	1	四国中央市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
38	214	西予市	1		西予市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用する範囲) 第3条 職員は、次に掲げる場合を除き旧姓を使用できるものとする。 (1) 公権力の行使に関与する場合 (2) 議員の身分に係る場合 (3) 職員の権利・義務に係るもので、他の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (4) 電算システムの変更が必要となるもの (5) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある	西予市議会	1	2	1	西予市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
38	215	東温市	1		東温市職員旧姓使用取扱要綱 (承認)第3条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る旧姓の使用により職務遂行上特に支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、所属長を通じて速やかにその旨を当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)に対して旧姓使用承認通知書(様式第2号)により通知するとともに、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に登録するものとする。	東温市議会	1	2	1	東温市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		

道 府 県	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1〜4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)												
コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
					38	484	松野町	4	松野町議会	1	2	1	松野町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議しこくまでに議長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	1		
					38	488	鬼北町	1	鬼北町議会	1	2	1	鬼北町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にもかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
38	506	愛南町	2	愛南町議会	1	2	1	愛南町議会会議規則□ (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 □	2				1	1	1	1	1	1	1	1			

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を行うかどうか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12－12 問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
道	区	府	町	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	その他内容					
38	201	松山市	4	4	1	1											
			4	4	2												
			4	4	3												
			4	4	13												
38	202	今治市	4	4	2												
			4	4	2												
			4	4	2												
			4	4	2												
38	203	宇和島市	4	4	1	1											
			4	4	1	1											
			4	4	1	1											
			4	4	1	1											
38	204	八幡浜市	4	4	3												
			4	4	3												
			4	4	3												
			4	4	3												
38	205	新居浜市	4	4	3												
			4	4	3												
			4	4	3												
			4	4	3												

				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
道	区	府	町	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。				問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止に関するハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
				1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 ・ ハラスメント防止に関する規定(倫理	2 ・ ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 ・ その他	その他内容				1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。 3. 研修において利用していない又は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定はない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
県	村	コ	コ	ド	ド	名																
38	206		西条市	4	2	2								2	2	2	1	西条市議会議員旧姓使用取扱規程 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員証明書 (3) 議員辞職願 (4) 報酬・費用弁償・その他支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位・叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 対外的に法的効果を伴う行政文書 (9) 全国市議会議員共済会に関する各種届出書類 (10) その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあるもの		2		
38	207		大洲市	4	4	3								2	3	3	1	大洲市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。 (1)公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2)婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏		2		
38	210		伊予市	4	4	2								2	2	2	1	伊予市議会議員の旧姓の使用に関する取扱要綱 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。(1)履歴に関する届出書類(2)辞職願(3)報酬、費用弁償及びその他支給に関する書類(4)源泉徴収票の名義(5)叙位及び叙勲の申請(6)在職証明書等各種証明書(7)全国市議会議員共済会に関する各種届出書類(8)その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		2		
38	213		四国中央市	4	4	3								2	2	3	4			2		
38	214		西予市	4	4	3								3		3	1	西予市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条第1項 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称名等を使用することができる。 第1号 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 第3号 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏		2		
38	215		東温市	4	2	3								3		3	1	東温市議会議員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員証明書 (3) 辞職願 (4) 報酬・費用弁償・その他支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位・叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 全国市議会議員互助会に関する各種届出書類 (9) その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		2		
38	356		上島町	4	4	2								1	2	2	4			3		
38	386		久万高原町	4	4	3								3		3	4		なし	2		
38	401		松前町	4	4	3								3		3	4			2		
38	402		砥部町	4	4	3								3		3	4			2		
38	422		内子町	4	4	1	1							2	2	1	4			2		
38	442		伊方町	4	4	3								3		3	4			2		
38	484		松野町	4	4	3								3		3	3			2		
38	488		鬼北町	4	4	3								3		3	4			2		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
道 区		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止に関する研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画の実施にしていることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
府 町		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 ・ハラスメント規定等) 防止に関する規定(倫理	2 ・ハラスメントに関する議員向け相談窓	3 ・その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
県 村																	
コ コ																	
イ イ																	
ド ド																	
ド 名																	
38	506	愛南町	4	4	3					1	1	3	1	愛南町議会議員の旧姓通称名の使用基準口 令和3年4月26日 (趣旨) 愛南町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓通称名の使用) 議員は、議長の許可を受けたときは、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓通称名」という。)を使用することができるものとする。 (1)履歴に関する届出書類 (2)議員証明書 (3)辞職願 (4)報酬、費用弁償及びその他支給に関する書類 (5)源泉徴収票の名義 (6)叙位及び叙勲の申請 (7)在職証明書等各種証明書 (8)全国町村議会議員共済会に関する各種届出書類 (9)その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの (旧姓通称名使用の申請等) 議員は、旧姓通称名を使用しようとするときは、旧姓通称名使用申請書(様式第1号)を議長に提出し許可を得なければならない。 議長は、前項の申請書の提出があった場合において、議会運営委員会に諮り、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと許可したときは、旧姓通称名使用許可通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。 (旧姓通称名使用の中止) 通称名等を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓通称名使用中止届出書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 (責務) 旧姓通称名を使用する議員は、使用するに当たって、議員活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。	なし	2	